

令和8年度

琴浦町

# 固定資産税（償却資産）

## 申告の手引き

提出期限 令和8年2月2日（月）



〈提出先・問合せ先〉

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2

琴浦町役場税務課

評価・地籍調査係 償却資産担当

電話番号 0858-52-1702 FAX 0858-49-0000

# 琴浦町役場税務課

## \*\*\* 目次 \*\*\*

1	償却資産について	
(1)	償却資産の種類	1
(2)	申告が必要である資産	1
(3)	申告が不要である資産	1
(4)	主な償却資産の例	2
(5)	申告を間違えやすい事例	3
	家屋と償却資産の区分表	5
2	固定資産税（償却資産）申告について	
(1)	申告していただく方	7
(2)	提出期限	7
(3)	提出先	7
(4)	提出方法	7
(5)	企業の電算処理による申告について	7
(6)	電子申告（eLTAX）について	7
3	申告書の書き方について	
(1)	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について	8
(2)	種類別明細書（増加資産・全資産用）	9
(3)	種類別明細書（減少資産用）	10
4	固定資産税の計算方法について	
(1)	評価額・課税標準額の求め方	11
(2)	税率・税額・免税点	11
(3)	税額計算シュミレーション	11
	減価残存率表	12
5	さいごに	
(1)	申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	12
(2)	償却資産の調査にご協力ください	12

# 1 償却資産について

**償却資産**とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有しているものを含む）をいいます。（地方税法第341条第4号）

固定資産税は、土地と家屋に対する課税こそ広く知られていますが、**事業のために使用している資産**（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）にも課税がされます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を、資産が所在する市町村に**1月31日**（休日の場合は翌営業日）までに申告する義務があります。

## （1）償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類		主な資産の例
1	構築物	路面舗装（アスファルト、砂利敷き等）、門、塀、フェンス、ビニールハウス、サイロ、貯水槽、緑化施設、庭園、駐輪場など
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、空調設備、その他建築設備、内装など （P4 ●建築設備の家屋と償却資産の区分を参照）
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、製造加工機械、土木建設機械など
3	船舶	漁船、釣船、遊覧船、貨物船、ボート、はしけなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、鉄軌道用車両、運搬車など
6	工具・器具及び備品	事務机・椅子、陳列ケース、電話設備、冷暖房機器、厨房用品、ガス機器、レジスター、複写機、パソコン、看板、金庫、自動販売機、理美容器具、医療機器、娯楽・スポーツ器具、什器、工具類など

（注）この表は通常の設定について、一般的に区分したものです。

## （2）申告が**必要**である資産

- ①減価償却資産（法人税法又は所得税法の計算上、減価償却額又は減価償却費に計上した資産）
- ②償却済資産（耐用年数は経過したが、まだ使用している資産）
- ③遊休資産（一時的に稼働を休止している資産）
- ④未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑤簿外資産（帳簿に記録されていない資産、本来減価償却が可能な資産）
- ⑥中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法）の規定を適用して損金算入した資産
- ⑦借用資産（リース資産）のうち、契約内容が割賦販売と同等である資産

## （3）申告が**不要**である資産

- ①除却済資産（既に除却している資産）
- ②用途廃止資産（今後事業の用に供する可能性がない資産）
- ③土地または家屋として固定資産税が課税されるべき資産
- ④自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車（P3(5)申告を間違えやすい事例を参照）
- ⑤生物（観賞用、興行用などに供するものを除く）

次ページへ続きます

- ⑥無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）
- ⑦一時に損金算入したもの（耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の資産）
- ⑧3年間で一括償却しているもの（3年間で減価償却する取得価格20万円未満の資産）
- ⑨借用資産（リース資産）のうち、20万円未満または期間満了後リース会社に返還するもの
- ⑩琴浦町外に所在している資産
- ⑪共同購入したもので、既に他の共有者が申告している資産 ※共有名義で申告が必要です。

#### （４）主な償却資産の例〈業種別〉

償却資産を「業種別」に例示すると、次のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	駐車場・駐輪場設備、受変電設備、路面舗装、外構、庭園、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、応接セット、パソコン、コピー機、エアコン、テレビ、金庫、レジスター、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、福利厚生設備など
農 業	ビニールハウス、井戸、果樹棚、かん水設備、電照、電柵、管理機（乗用除く）、動噴、草刈機、選果機、乾燥機、耕運機、ハーベスター、堆肥舎、サイロ、パーラー、パंकクリーナー、搾乳装置、換気システム、パソコンなど
漁 業	漁船、GPS、魚群探知機、巻上機、漁網、はしけ、いけすなど
小 売 業	看板、ネオンサイン、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、エアコン、テナント内部造作など
飲食店・喫茶店	冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、エアコン、テレビ、接客用テーブル・椅子、放送設備、カラオケ機器、室内装飾品、看板、テナント内部造作など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ器、サインポール、エアコン、ハサミ、着物、看板など
不動産貸付業	外構工事、駐車場舗装、駐輪場、物置、ごみ置き場、屋外給排水設備、門扉、フェンス、造園、外灯、上下水道の埋設管、防犯監視設備など
医院・歯科医院 薬 局 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚、待合室用椅子など
工 場	構内舗装、受変電設備、動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、各種工具など
建 設 業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、クレーンなど）、ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、各種工具など
自動車整備業・ ガソリン給油所	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機など

#### ※ 借用資産（リース資産）の申告にご注意ください！ ※

1. **貸主（リース会社）**が申告しなければならない場合
  - ・オペレーティングリース取引（レンタル）
  - ・所有権移転外ファイナンスリース取引（所有権はリース会社にある）
2. **借主（ユーザー）**が申告しなければならない場合
  - ・所有権留保付割賦販売（譲渡条件付リース）
  - ・所有権移転ファイナンスリース取引（最終的な所有権はユーザーにある）

## (5) 申告を間違えやすい事例

申告誤り（申告漏れ）が起きやすい事例には、次のようなものがあります。

### ●小型特殊自動車

小型特殊自動車は軽自動車税の対象となるため、償却資産の申告は必要ありません。トラクター、コンバイン、乗用型の田植機などが誤って申告されるケースがあります。




一方、大型特殊自動車は、償却資産の申告が必要です。小型特殊自動車と大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則により、下表のように構造・大きさ・最高速度で区分されています。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタブライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア・ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	対象外	
	自動車大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	対象	
	自動車大きさが右欄に該当しないもの						
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	-	-	-	最高時速35km/時未満のもの	小型特殊自動車	対象外
					最高時速35km/時以上のもの	大型特殊自動車	対象
ボール・トレラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	対象	

(注) 上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を一つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

### ●トラクターのアタッチメント等の自動車の付属品

本体が自動車税（軽自動車税）の対象である車やトラクターの付属品は、償却資産の申告は必要ありません。ロータリー、プラウ、ハローなどが誤って申告されるケースがあります。

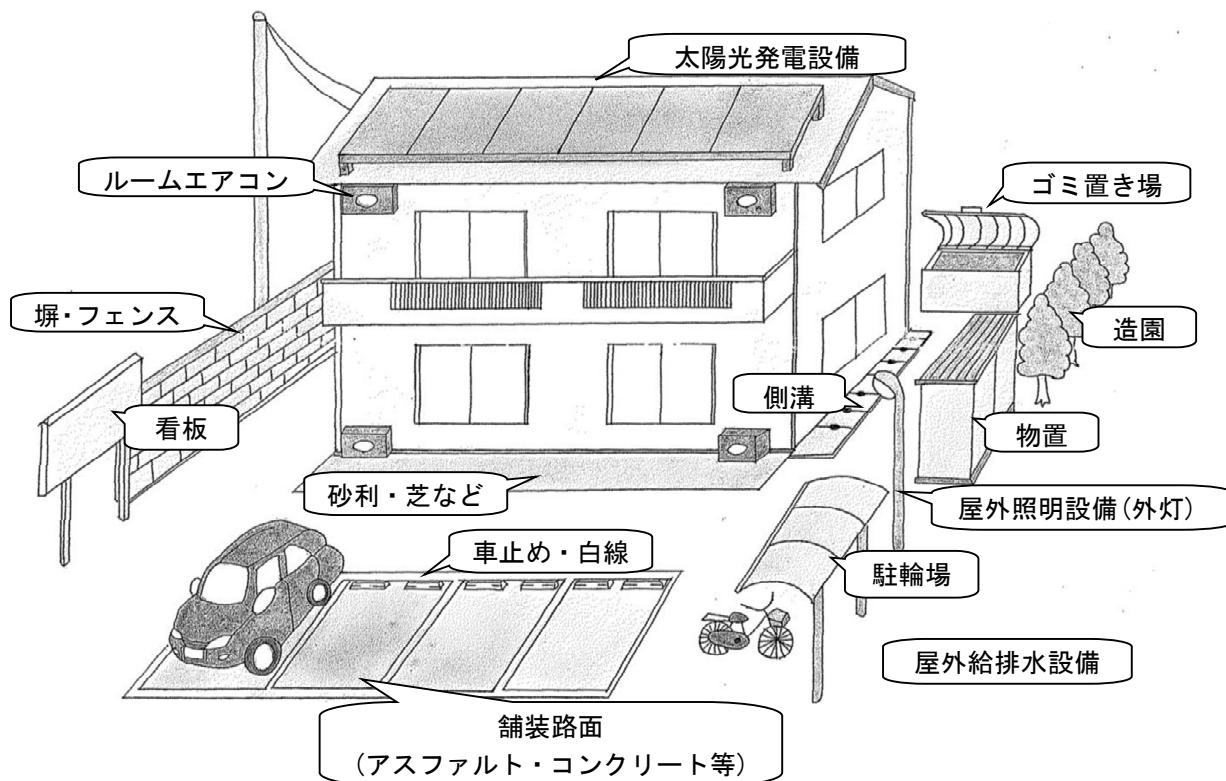
(例) 管理機			
形状・種類	トラクターアタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
軽自動車税	×対象外	×対象外	○対象
償却資産（固定資産）	×対象外	○対象	×対象外

### ●農耕作業用トレーラ（農耕用トラクターにけん引されるもの）

令和元年12月25日付国土交通省告示946号により、一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは公道の走行が可能となりました。これに伴い、これまで償却資産の申告が必要であった農耕作業用トレーラが軽自動車税（種別割）の課税対象となります。マニアスプレッダーやロールベラーなどの資産をお持ちの方は、申告にご注意ください。

## ●不動産賃貸業（アパート等）関連の償却資産

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有している方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。申告が必要な償却資産には、下図のようなものがあります。



## ●建築設備（家屋と償却資産の区分）

家屋には、電気設備・冷暖房設備・給排水設備など家屋と一体になることで家屋の効用を高める「建築設備」が取り付けられます。これらは、家屋の所有区分や設備内容によって、家屋と償却資産に区分して課税がされます。償却資産の申告では、**償却資産として取り扱うもの**を申告する必要があります。

### 家屋と建築設備の所有者が**同じ**場合

- ・家屋と構造上一体であるもの（家屋の効用を高めるもの）・・・**家屋**として取り扱います。
- ・家屋と構造上一体でないもの（家屋から独立しているもの）・・・**償却資産**として取り扱います。

### 家屋と建築設備の所有者が**異なる**場合

家屋と構造上一体のも（家屋の効用を高めるもの）であっても、賃借人（テナント）が取り付けした内装・造作及び附帯設備などについては**特定附帯設備**（※）に該当し、**償却資産**として取り扱います。

#### ※ **特定附帯設備** とは？※

家屋の附帯設備であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付け、家屋に付合したことで家屋の所有者が所有することとなったものをいいます。

特定附帯設備に該当する場合、これらの設備等を取り付けた者を所有者とみなします。（地方税法第343条第10項及び琴浦町税条例第54条第8項より）

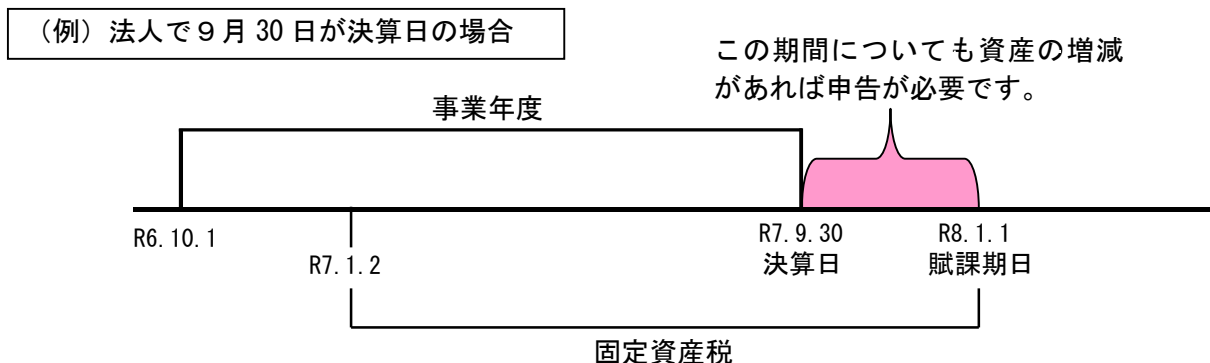
よって、特定付帯設備は、賃借人（テナント）が償却資産の申告をする必要があります。

## 家屋と償却資産の区分表

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備など		●		●	
	中央監視設備	設備一式		●		●	
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具			●		●
		屋内設備一式	○				●
	電力引込設備	引込工事		●		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
	電話設備	電話機、交換機などの機器			●		●
		配管、配線、端子盤など	○				●
	L A N 設備	設備一式		●		●	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器			●		●
		配管、配線など	○				●
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機など	○				●
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置などの機器			●		●
配管、配線など		○				●	
避雷設備	設備一式	○				●	
火災報知設備	設備一式	○				●	
太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型は除く）			●		●	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●	●	
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用など）、中央式給湯設備	○				●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●		●
		屋内の配管など	○				●
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器など）	○				●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズルなど			●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備など	○				●	
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			●	●	
		上記以外の設備	○			●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア設備など			●	●	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など	○			●	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテルなど）、寮・病院・社員食堂などの厨房設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POS システム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインドなど			●		●	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設など）			●	●	

## ●固定資産税の賦課期日と法人の決算日が異なる場合


固定資産税（償却資産）の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日と法人の決算日が異なり、決算日から賦課期日までの間に資産増加または減少があった場合は、それらの増減資産も申告してください。



## ●中小企業者等の少額資産特例（即時償却）が適用された資産

中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5など）が適用された資産は、償却資産（固定資産税）の申告が必要です。

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例（即時償却）		租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8 ほか	個別に減価償却しているもの
20万円未満	3年で一括償却			
10万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（20万円未満）	法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項	一時に損金算入 法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条	

 固定資産税（償却資産）の申告が必要な資産

## ●国税（法人税・所得税）と固定資産税の取扱の違い

国税（所得税・法人税）と固定資産税では、償却資産について少し取扱が異なっています。つい混同してしまい、取得価額などを誤って申告するケースが見られます。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の期間	事業年度(決算期)	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法(国税の旧定率法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められる	認められない(※)
特別償却・割増償却	認められる	認められない
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の5%
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められる	認められない
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分

(※) 国庫補助金などで取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

## 2 固定資産税（償却資産）申告について

### (1) 申告していただく方

1月1日現在、琴浦町内に償却資産を所有している方

※償却資産を共同で所有している方は、代表の方が「代表者名 外●名」で申告してください。

### (2) 提出書類

●全員共通・・・・・・・・・・償却資産申告書

●資産増減がある場合・・・・・・・・（資産増加の方）種類別明細書（増加資産・全資産用）

（資産減少の方）種類別明細書（減少資産用）

### 固定資産税（償却資産）簡易申告の導入について

本町は、償却資産課税標準額100万円未満の方につきましては、従来の封書による申告案内に代えて、往復はがきで申告内容の事前確認(簡易申告)を実施しております。

資産増減がない方は、返信用部分の返送をもって償却資産の申告とみなしますので、申告書提出は不要です。

資産増減がある方は、後日必要書類が届きますので、申告書等を作成の上、税務課評価・地籍調査係へご提出ください。

### (3) 提出期限

令和8年2月2日(月) ※期限内の申告をお願いします。

### (4) 提出方法

① 窓口提出 受付場所：琴浦町役場税務課 本庁舎1F⑩番窓口

\*分庁舎では受付できません。

\*マイナンバーカード(通知カード)を提示してください。(法人除く)

② 郵送提出 郵送先：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2

琴浦町役場税務課評価・地籍調査係 償却資産担当 宛

\*マイナンバーカード(通知カード)の写しを添付してください。(法人除く)

※重要※ 郵送提出の方で申告書等の控えをご希望の方は、控用の申告書等とともに、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

③ 電子申告 (eL TAX)

### (5) 企業の電算処理による申告について

電算処理による様式で申告される方は、次の事項に留意して全資産申告をお願いします。

①全資産申告となるため、評価額(決定価格)および課税標準額を算出して申告してください。

②「課税標準の特例」の対象資産(先端設備など)の有無を確認してください。

### (6) 電子申告 (eL TAX) について

インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きができます。

詳しくは、eL TAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧いただくか、eL TAX ヘルプデスク (TEL: 0570-081459(平日9時~17時受付)) にお問い合わせください。

### 3 申告書の書き方について

(1) 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) の記載について  
第二十六号様式 (提出用)

## 申告書記入例

令和 ●年 ●月 ●日		令和 ●年度		所有者コード		
受付印		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)				
琴浦町長様						
所有者	1 住所 (フリガナ) 又は納税通知書送達先	トットリケン トウハクケン コトウラチョウトクマン 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2 (電話 0858-52-1702)		3 個人番号又は法人番号	123456789012	
	2 氏名 (フリガナ) 法人にあってはその名称及び代表	コトウラ タロウ 琴浦 太郎 外1名 (屋号: 琴浦農園)		4 事業種目 (資本等の金額)	農業 (20 百万円)	
			5 事業開始年月	平成元年 1月	8 短縮耐用年数の承認	有・無
			6 この申告書に必要とする者の氏名及び氏名	琴浦 一郎 (電話 0858-52-1702)	9 増加償却の届出	有・無
			7 税理士等の氏名	東伯 二郎 (電話 0858-52-1701)	10 非課税該当資産	有・無
					11 課税標準の特例	有・無
					12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
				14 青色申告	有・無	
資産の種類	取得価額			15		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	市(区)町村内	① 琴浦町徳万591-2	
1 構築物				における事業所	② 琴浦町赤碓1140-1	
2 機械及び装置				等資産の所在地	③	
3 船舶				16 借入資産 (有・無)	④	
4 航空機					貸主の名称等 琴浦リース	
5 車両及び運搬具				17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	
6 工具、器具及び備品				18 備考(添付書類等)		
7 合計				(1) 該当する項目に○を付けてください。		
資産の種類				(f)	1. 異動なし 2. 資産増加・減少 3. 廃業・解散・転出	
1 構築物					4. 名義変更 {	
2 機械及び装置					5. その他 {	
3 船舶					(2) 共有資産の場合は共有者についてご記入ください。	
4 航空機					氏名 住所 持分	
5 車両及び運搬具					琴浦 太郎 (代表) 1/2	
6 工具、器具及び備品					琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2	
7 合計					/	

「18 備考(添付書類等)」について  
(1) 該当する項目にチェック(☑)を入れてください。

異動なし  
前年度の登録内容から変更がない場合

資産増加  
前年中に資産の増加があった場合

資産減少  
前年中に資産の減少があった場合

廃業・解散・転出  
琴浦町での課税要件を満たさなくなった場合など

名義変更  
相続等で事業を継承した場合など

その他  
上記以外で申告が必要な場合(税務課評価係にご相談ください。)

(1) 共有資産の場合は、代表者(どなたか1名)が申告をしてください。  
(例) 琴浦 太郎さんが代表で、琴浦 一郎さんと2名で資産を共有している場合  
①「2 氏名」欄は、「琴浦 太郎 外1名」と記入します。  
②「18 備考」欄は、共有者の氏名・住所・持分を記入します。  
琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2

※この申告書に控用はありません。ご希望の方は提出の際にコピーをお渡ししますのでお申し出ください。

# 種類別明細書記入例

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記載について

〈申告年度〉  
今回は「令和8年度」の申告です。

令和 8 年度

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名  
**琴浦 太郎**

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		堆肥舎	1	5	7	8	3,000,000	20	0.	円			円	①・2 3・4	
02	2		管理機	1	5	7	4	200,000	7	0.	円			円	①・2 3・4	
03	6		パソコン	1	5	7	10	250,000	4	0.	円			円	①・2 3・4	
04	6		看板	1	5	7	2	150,000	3	0.	円			円	①・2 3・4	
05									0.		円			円	1・2 3・4	
06									0.		円			円	1・2 3・4	
07									0.		円			円	1・2 3・4	
08									0.		円			円	1・2 3・4	
09									0.		円			円	1・2 3・4	
10									0.		円			円	1・2 3・4	
11									0.		円			円	1・2 3・4	
12									0.		円			円	1・2 3・4	
13									0.		円			円	1・2 3・4	
14									0.		円			円	1・2 3・4	
15									0.		円			円	1・2 3・4	
16									0.		円			円	1・2 3・4	
17									0.		円			円	1・2 3・4	
18									0.		円			円	1・2 3・4	

第二十六号様式別表一

教のうち  
1 枚出

〈増加事由〉  
該当する数字を選んで、○で囲んでください。  
1:新品取得  
2:中古取得  
3:移動による受入れ  
4:その他

〈資産の種類〉  
該当する数字を選んで、記入してください。  
1:構築物  
2:機械及び装置  
3:船舶  
4:航空機  
5:車両及び運搬具  
6:工具、器具および備品

〈資産の名称等〉  
資産の名称(規格)を記入してください。

〈取得年月〉  
年号は令和は「5」、平成は「4」と記入してください。

〈取得価額〉  
附帯費(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など)、補助金・助成金などがある場合、それらを含めた金額を記入してください。

〈耐用年数〉  
中古取得の資産は、経過年数によって耐用年数が変わりますのでご注意ください。

●ご記入の前に必ず確認してください。

〈申告が必要である資産〉  
(1)減価償却資産(法人税法又は所得税法の計算上、減価償却額又は減価償却費に計上した資産)  
(2)償却済資産(耐用年数が経過したが、まだ使用している資産)  
(3)遊休資産(一時的に稼働を休止している資産)  
(4)未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)  
(5)簿外資産(帳簿に記録されていない資産、本来減価償却が可能な資産)  
(6)中小企業等の少額資産特例(租税特別措置法)の規定を適用して損金算入した資産

〈申告が不要である資産〉  
(1)除却済資産  
(2)土地又は家屋として固定資産税が課税されている資産  
(3)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車(※大型特殊自動車は申告対象)  
(4)生物(親費用、興行用などに供するものを除く)  
(5)無形固定資産(ソフトウェア、漁業権、特許権など)  
(6)一時に損金算入したもの(耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の資産)  
(7)3年間で一括償却しているもの(3年間で減価償却する取得価格20万円未満の資産)  
(8)20万円未満又は期間満了後リース会社に返還するリース資産  
(9)琴浦町外に所在している資産  
(10)共同購入したもので、既に他の共有者が申告している資産

●リース資産の申告にご注意ください!

1 リース会社が申告するもの  
・いわゆるレンタルであるリース契約(オペレーティングリース取引)  
・リースの所有権がリース会社にあるもの(所有権移転外ファイナンスリース取引)

2 借受人が申告するもの  
・譲渡条件付リース(所有権留保付割賦販売とみなす)などリースの最終的な所有権が借受人にあるもの(所有権移転ファイナンスリース取引)

# 種類別明細書記入例

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記載について

第二十六号様式別表二

〈申告年度〉  
今回は「令和8年度」の申告です。

令和 8 年度

所有者コード		種類別明細書(減少資産用)										所有者名					
※												琴浦 太郎					
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要			
					年 号	年	月			1 全 部	2 一 部	3 移 動	4 其 他				
01	2	13	バインダー	1	4	3	2	500,000	7	1	2	3	4	1	2		
02	6	679	事務机	1	3	62	11	120,000	15	1	2	3	4	1	2	株式会社〇〇にR5.5売却	
03	6	1073	自動販売機	2	4	6	8	200,000	5	1	2	3	4	1	2	5台(500,000円)のうち2台(200,000円)移動	
04										1	2	3	4	1	2		
05										1	2	3	4	1	2		
06										1	2	3	4	1	2		
07										1	2	3	4	1	2		
08										1	2	3	4	1	2		
09										1	2	3	4	1	2		
10										1	2	3	4	1	2		
11										1	2	3	4	1	2		
12										1	2	3	4	1	2		
13										1	2	3	4	1	2		
14										1	2	3	4	1	2		
15										1	2	3	4	1	2		
16										1	2	3	4	1	2		
17										1	2	3	4	1	2		
18										1	2	3	4	1	2		
小計				4				820,000									

〈資産の種類〉  
該当する数字を選んで、  
記入してください。

- 01: 建築物
- 02: 機械及び装置
- 03: 船舶
- 04: 航空機
- 05: 車両及び運搬具
- 06: 工具、器具および備品

〈資産コード〉  
課税台帳に登録されている資産コードを記入してください。

〈資産の名称等〉  
資産の名称(規格)を記入してください。

〈取得年月〉  
年号は令和は「5」、平成は「4」、昭和は「3」と記入してください。

〈取得価額〉  
課税台帳に登録されている取得価額を記入してください。  
※一部減少の場合は、減少する金額のみを記入します。

〈耐用年数〉  
課税台帳に登録されている耐用年数を記入してください。

〈減少の事由〉〈区分〉  
該当する数字を選んで、○で囲んでください。

〈摘要〉  
次のような事項を記入してください。

- 1. 所有権移転がある場合、  
資産の売却・譲渡・移動先
- 2. 一部減少の場合、その数量  
(取得価額)および事由
- 3. その他必要な事項

## 4 固定資産税の計算方法について

### (1) 評価額・課税標準額の求め方

償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数などに基づき、次のとおり **評価額** を算出します。

**〈評価額の求め方〉**

- 前年中に取得した資産  

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} \div 2)}{\text{減価残存率}} \dots \text{P12 の表 (A)}$$
- 前年前に取得した資産  

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}} \dots \text{P12 の表 (B)}$$

※評価額の最低限度額は、**取得価額の5%**となります。(0円にはなりません。)

そして、資産の評価額を合算した額（決定価格）が **課税標準額** となります。

### (2) 税率・税額・免税点

次のように税額を求めます。なお、琴浦町の固定資産税の税率は **1.4%**です。

<b>課税標準額</b> (1,000円未満切捨)	×	<b>税率</b> (1.4%)	=	<b>税額</b> (100円未満切捨)
------------------------------	---	---------------------	---	-------------------------

※課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

### (3) 税額計算シュミレーション

次のような償却資産を所有している場合、下表のように税額を算出します。

○アスファルト舗装……	取得年月 R5.8	取得価額 2,500,000円	耐用年数 10年
○パソコン……	取得年月 R6.8	取得価額 100,000円	耐用年数 4年

年度	評価額の算出方法	課税標準額 (円)	税額の算出方法	税額 (円)
	前年中取得: 取得価額 × 減価残存率 (P12表・A) = 評価額(円) 前年前取得: 前年評価額 × 減価残存率 (P12表・B) = 評価額(円)		課税標準額 × 税率 = 税額	
R6	アスファルト舗装 2,500,000 × 0.897 = 2,242,500	2,242,500	2,242,000 × 1.4% = 31,388	<b>31,300</b>
R7	アスファルト舗装 2,242,500 × 0.794 = 1,780,545	1,858,645	1,858,000 × 1.4% = 26,012	<b>26,000</b>
	パソコン 100,000 × 0.781 = 78,100			
R8	アスファルト舗装 1,780,545 × 0.794 = 1,413,752	1,457,644	免税点 (150万円) 未満	<b>0</b>
	パソコン 78,100 × 0.562 = 43,892			

**※ 未申告資産の課税 について ※**

未申告資産があった場合、資産の取得年次に応じて最大5年度分遡って課税することがあります。

## 減 価 残 存 率 表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954
								50	0.045	0.977	0.955

※耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書又は法人税確定申告書などでご確認ください。  
 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)も参考にしてください。

## 5 さいごに

### (1) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

### (2) 償却資産の調査にご協力ください

琴浦町は、償却資産の申告内容が適正であるか確認するために、地方税法第353条（質問検査権）、第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧など）及び第408条（実地調査）の規定に基づく調査を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



〈提出先・問合せ先〉

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2  
 琴浦町役場税務課評価・地籍調査係 償却資産担当  
 電話番号 0858-52-1702 FAX 0858-49-0000